

# 福島市新型インフルエンザ等対策行動計画の概要

閲覧用

## 計画改定までの経過等

平成21年 新型インフルエンザが世界的に流行

平成25年4月 「新型インフルエンザ等対策特別措置法」施行

6月 国が「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」策定

12月 県が「福島県新型インフルエンザ等対策行動計画」策定

平成26年12月 「**福島市新型インフルエンザ等対策行動計画**」策定(現計画)



令和2年以降 新型コロナウイルス感染症が世界的に流行

令和5年9月 内閣感染症危機管理統括庁発足

令和6年7月 国が政府行動計画を改定

→新型コロナ対応の経験や課題を踏まえた抜本的な改定

令和7年3月 国の改定内容を踏まえ、県が行動計画を改定

令和6年3月

・「**福島市感染症予防計画**」

・「**福島市保健所健康危機対処計画  
(感染症編)**」



國の方針により、市町村の行動計画は、R8年7月(都道府県行動計画の1年後)まで  
に完了させなければならないとされている。

令和8年5月 「**福島市新型インフルエンザ等対策行動計画**」を改定

## 計画の位置づけと対策の目的

### 計画の位置づけ

1. 特措法第8条の規定に基づく市町村行動計画
2. 行政や医療機関、企業、学校、地域住民など社会の様々な構成員が連携・協力し、  
平時からの備えと感染症発生時の対策の実施に取り組むための内容等を定める
  - ・各種対策の実施体制、関係機関との連携
  - ・市民等への適切な情報提供
  - ・予防接種などのまん延防止措置
  - ・市民生活、地域経済の安定に関する事項等

### 対策の目的

1. 感染者数を可能な限り抑制し、流行のピークを遅らせる  
→ワクチンや治療薬の準備時間を確保し、医療機関のひつ迫を防止、  
市民の生命及び健康を保護する
2. 市民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小限となるように取り組む

## 主な改定のポイント(1)

### 1.「平時の備え」の充実

- ・関係機関(医療機関や大学等)との日頃からの情報共有、実践的な研修・訓練の実施
- ・正しい情報の発信と普及啓発による市民一人ひとりの「感染症リテラシー」の向上

### 2. 対象疾患の拡大と状況に応じた対策の切替

- ・新型インフルエンザ以外の新たな呼吸器感染症等の流行や  
中長期的な複数の波が来ることを想定
- ・ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化に応じ、柔軟かつ機動的に対策を切り替える

### 3. 対策項目の拡充と横断的視点

- ・新型コロナの経験を踏まえ、対策項目を13項目に拡充
- ・各対策項目に共通して考慮すべき3つの横断的な視点を設定  
(人材育成・医療機関や大学等との連携・DXの推進)

## 主な改定のポイント(2)

項目	新計画	現計画
対象疾患	新型インフル・新型コロナ以外の呼吸器感染症も含めた幅広い感染症	新型インフルエンザがメイン
対策時期	<p>【対策段階により区分】</p> <p>I 準備期</p> <p>II 初動期</p> <p>III 対応期(4区分)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・封じ込めを念頭に対応する時期</li><li>・病原体の性状等に応じて対応する時期</li><li>・ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期</li><li>・特措法によらない基本的な感染対策に移行する時期</li></ul> <p>準備期(平時) の取組を充実</p>	<p>【発生段階により区分】</p> <p>I 未発生期</p> <p>II 海外発生期</p> <p>III 国内発生早期 (市内未発生期)</p> <p>IV 市内発生早期</p> <p>V 市内感染期</p> <p>VI 小康期</p>
対策項目	13項目に拡充し内容を精緻化 ①実施体制 ②情報収集・分析 ③サーベイランス ④情報提供・共有、リスクコミュニケーション ⑤水際対策 ⑥まん延防止 ⑦ワクチン ⑧医療 ⑨治療薬・治療法 ⑩検査 ⑪保健 ⑫物資 ⑬市民生活・市民経済	①実施体制 ②情報収集 ③情報提供・共有 ④予防・まん延防止 ⑤予防接種 ⑥市民生活・市民経済

## 各対策項目の主な取組

### ① 実施体制

○庁内の組織体制、国・県及び医療機関・大学等との連携体制の整備

- ・平時からの**情報共有**や**実践的な訓練**の実施
- ・地域の感染症対策の中核となる**保健所の人材確保や育成**
- ・有事には市対策本部を中心とした全庁体制で対応



市消防本部との  
療養管理・移送訓練

### ② 情報収集・分析

○平時から**効率的な情報の収集、分析、提供体制**を整備

- ・情報収集、分析結果を分かりやすく市民等へ提供
- ・市医師会や大学等と連携して効果的な情報の収集・分析や提供の体制を整備
- ・情報等の公表の際は、個人情報やプライバシーの保護に十分留意

### ③ サーベイランス

○効率的かつ迅速に情報収集が可能な**感染症サーベイランス(※)体制の構築**

- ・平時から、流行状況を迅速に把握し、市のホームページや公式SNS等で発信、周知
- ・ホームページや研修等を通じて、医師等へ発生届出義務や電磁的報告等を周知
- ・サーベイランスに関する情報等について、市民等へ分かりやすく提供

(※) 感染症の発生状況の把握と分析を行い、市民等に還元すること

### ④ 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

○適切な判断、行動につながる**「感染症リテラシー」の向上**

- ・平時から感染症の発生状況、基本的な感染対策など、市民等へ情報提供
- ・平時から医療機関や大学等と連携し、発生時の対応等について共有
- ・**偏見、差別等の防止**の啓発、偽・誤情報への注意喚起
- ・**双方向のコミュニケーション**により、市民等の適切な判断・行動につなげる

## ⑤ 水際対策

○検疫所、県と連携した健康観察等

- ・平時から県や検疫所等と連携し、有事における連絡体制を整備
- ・有事には、流行国や地域等についての速やかな情報発信と注意喚起
- ・検疫所から連絡のあった陽性者や接触者の健康観察、受診調整等



## ⑥ まん延防止

○**感染拡大のスピードやピークを抑制し、健康被害や市民生活・社会経済活動への影響を最小限**にする

- ・平時からの市民一人ひとりの**感染症リテラシーの向上**へ向けた取組とまん延防止対策への理解促進
- ・平時から関係機関等と連携した、**実践的な訓練**等を行い有事の対策を強化
- ・法に基づく患者や濃厚接触者への対応(入院勧告・措置・外出自粛要請 等)

## ⑦ ワクチン

○ワクチン接種により個人の感染や発症、重症化を防ぎ、健康被害・社会経済活動への影響を最小限にとどめるとともに、平時から市医師会、医療機関や大学等と連携し、**有事の接種体制構築に向けた準備**を進める

- ・平時からのワクチンに対する**正しい理解の醸成**
- ・予防接種事務のデジタル化や標準化など、国が進める**DX化の効果的活用**
- ・有事における医療関係団体等と連携した**速やかな接種体制の構築**

## ⑧ 医療

○有事の際には、市医師会をはじめ関係機関が連携し**感染症医療を提供できる体制**をあらかじめ整備し、感染症危機下においても、**感染症医療と通常医療双方のひつ迫を防ぎ、市民の生命及び健康を守る**

- ・医療措置協定による**有事の医療提供体制の確保**
- ・救急車両の適正利用について、市民等へ周知
- ・関係機関等と連携した研修・訓練等により、医療提供体制を平時から整備・強化

## ⑨ 治療薬・治療法



### ○治療薬の安定共有体制を確保

- ・国や県と連携した治療薬等の研究開発推進と抗インフルエンザウイルス薬の備蓄及び流通体制の整備
- ・医療機関や薬局に対する適切な使用及び流通の調整
- ・治療薬や治療法の普及に向けた医療機関等への迅速な情報提供、共有

## ⑩ 検査

### ○必要な方へ適切に検査が実施できる体制を整備

- ・平時から県及び医療機関等と連携し検査体制を整備
- ・検査措置協定により有事の検査体制を確保
- ・有事における迅速な検査体制整備により、患者の早期発見と流行状況の的確な把握につなげる

## ⑪ 保健

### ○平時から感染症有事における保健体制を整備し、有事の際は、感染や医療提供体制の状況等に応じた適切な対策を実施し、市民の生命及び健康を守る

- ・有事における**人員の確保**及び研修・訓練による**体制の整備**
- ・平時から、情報共有や訓練等を通じて、県や消防機関、専門職能団体、大学等との連携を強化
- ・早期の検査体制構築及び結果の分析、積極的疫学調査による接触者の探索や感染源の推定を行い、**発生動向を把握し、市民等へ情報提供**を行う



県、医療機関等との  
実践型訓練



【新型コロナ対策執務室(保健福祉センター5階大会議室)】

## ⑫ 物資

○感染症有事の際に必要な個人防護具等を備蓄、円滑な供給に向けた対策の推進

- ・平時からの保健所、医療機関、消防機関、高齢者施設等における**備蓄の推進**
- ・G-MIS等を利用し、協定締結医療機関の備蓄・配置状況を確認
- ・府内の関係機関との備蓄の共有、相互連携



家庭用備蓄食品の参考例

## ⑬ 市民生活・市民の社会経済活動

○感染対策と市民の生活・経済活動の両立

- ・平時から、市民等へ感染症有事に備えた必要な準備を勧奨
- ・対応の**長期化に伴う心身への影響や教育、学びの継続への支援**
- ・事業者へ、従業員の健康管理の徹底やオンライン会議、時差出勤等を推進
- ・適時、適切な支援により、**生活関連物資等の供給、価格の安定等**を図る

## 対策推進のための役割分担

国	<ul style="list-style-type: none"><li>・自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するとともに、県や市町村等の対策を支援し、国全体として万全の体制を整備</li><li>・ワクチンや治療薬等の早期開発や確保に向けた対策や、基本的対処方針に基づく対策の推進</li></ul>
県	<ul style="list-style-type: none"><li>・特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体として、各種対策を総合的に推進</li><li>・関係機関との措置協定等により、平時から医療提供体制、検査、宿泊療養等の実施体制を確保</li><li>・各保健所等の対応体制について計画的に準備を行い、有事の際は迅速かつ的確に対策を実行</li></ul>
市 (保健所)	<ul style="list-style-type: none"><li>・平時から医療機関や大学等と連携し、感染症危機発生時の体制を整備、有事の際は迅速に体制を移行し、市対策本部と連携して対策を実施</li><li>・地域における感染症対策の中核的機関として大学等と連携し、情報収集・分析、感染症の発生及びまん延防止のための取組を推進</li></ul>
医療機関	<ul style="list-style-type: none"><li>・自ら院内感染対策の研修や訓練を実施するとともに、行政等の研修や訓練等に参加し連携を強化</li><li>・県との医療措置協定に基づき、病床確保、発熱外来、自宅療養者への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣を実施</li></ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"><li>・平時から、職場における感染対策や事業継続等の準備を積極的に行う</li><li>・必要に応じたマスクや消毒薬等の衛生用品の備蓄</li><li>・新型インフルエンザ等の発生時には、一部の事業縮小を含め、感染防止措置を徹底</li></ul>
市民	<ul style="list-style-type: none"><li>・平時から、新型インフルエンザに関する情報や発生時にとるべき行動等の知識を得るとともに、日頃の健康管理や基本的な感染対策を実践するなど、感染症リテラシーの向上に努める</li><li>・新型インフルエンザ発生時には、発生状況や予防接種等の情報を得て、個人レベルでの対策を実施</li><li>・偏見や差別をもって感染症の患者及び家族、医療機関関係者等の人権を損なわない</li></ul>

平時から、社会全体で感染症対策に取組み、感染症に強いまちづくりを目指す